

任意継続被保険者 殿

パッケージ工業健康保険組合
(公 印 省 略)

ATM・インターネットバンキングを利用した 保険料の納付について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて毎月1日に発行している「納付書」について、新しい納付方法が追加されましたのでお知らせいたします。

従来の保険料の納付方法は“金融機関の窓口”のみのお取扱いでしたが、令和4年5月分の保険料（令和4年5月10日納付期限）より ATMとネットバンキングによるお振込みがご利用できるようになりました。

こちらに伴い、保険料の納付に関する取り扱いの詳細について下記をご覧ください。

記

1. ATM・インターネットバンキングでの納付について

令和4年5月分の保険料（令和4年5月10日納付期限）よりATMとインターネットバンキングを利用したお振込みが可能となります。取扱いに関する注意事項は以下の通りです。

- ① 必ず納付書の宛先である被保険者名義でお振込みの手続きをしてください。
- ② 振込手数料がかかる場合は、すべて振込人様負担となります。
- ③ 領収証書は発行されないため、振込明細書等と納付書は併せて大切に保管してください。

※ 従来の納付方法である金融機関の窓口にて保険料を納付する場合は、納付書に一部変更がありますが、引き続き納付書は切り離さずにご利用ください。

2. 納付方法別のメリット・デメリット

今後のお振込みの手続き方法をご検討されるうえで参考までにご参照ください。

	納 付 方 法	
	金融機関の窓口	ATM・インターネットバンキング
振込手数料	一部の金融機関*以外、振込人様負担	振込人様負担
納付証明書	金融機関より領収証書を発行	納付証明書発行なし
その他	毎月金融機関へ納付書を持参する 必要があります。	振込明細書等と納付書を 保管する必要があります。

※ 一部の金融機関・・・令和4年4月15日現在、みずほ、三井住友、きらぼし、八十二銀行の窓口でのお振込みに限り、振込手数料は銀行負担となります。
(振込手数料の取扱いが変わる可能性がありますのでご承知おきください。)